

会社法第 801 条に規定する
吸收合併に関する事後備置書類

2022 年 1 月 1 日

K Y B 株式会社

代表取締役社長執行役員 大野 雅生



原本に相違ありません。

2022年1月1日

当社とKYBエンジニアリングアンドサービス株式会社との吸収合併に関する事項

東京都港区浜松町二丁目4番1号

KYB株式会社

代表取締役社長執行役員 大野 雅生

当社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）とKYBエンジニアリングアンドサービス株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2022年1月1日（吸収合併の効力発生日）をもって、吸収合併（以下「本件合併」といいます。）いたしました。本件合併に関する事項につき下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2022年1月1日

2. 吸収合併消滅会社の手続の経過

- ①会社法784条の2の規定による請求をされた株主はありませんでした。
- ②本件合併に関し、会社法785条に基づく株式買取請求権行使することができる株主は存在しません。
- ③本件合併に関し、会社法787条に基づく新株予約権買取請求権行使することができる新株予約権者は存在しません。
- ④会社法789条の規定により、2021年11月25日付で官報公告及び知れている債権者への各別の催告をいたしましたが、異議申述期限の2021年12月25日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社の手続の経過

- ①会社法796条の2の規定による請求をされた株主はありませんでした。
- ②本合併に関し、会社法797条に基づく株式買取請求権行使することができる株主は存在しません。
- ③会社法799条の規定により、2021年11月25日付で官報公告及び電子公告をいたしましたが、異議申述期限の2021年12月25日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

4. 本件合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

本件合併により、吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社から、吸収合併消滅会社が有する資産、負債その他一切の権利義務を引き継ぎました。吸収合併消滅会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ、7,001 百万円（概算値）、4,906 百万円（概算値）です。

5. 会社法 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙のとおりです。

6. 会社法 921 条の変更の登記をした日

2022 年 1 月 5 日

7. その他吸収合併に関する重要な事項

本件合併に際して、吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社の株主に対し、株式その他金銭等の交付は行いませんでした。

以上

会社法第 782 条に規定する
吸収合併契約に関する事前備置書類

2021 年 11 月 25 日

K Y B エンジニアリングアンドサービス株式会社

代表取締役社長 荒川 均



原本に相違ありません。

1. 吸収合併契約の内容

別紙に記載のとおりであります。

2. 会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めがないことの相 当性に関する事項

吸収合併存続会社であるKYB株式会社（以下「KYB」といいます。）は、吸収合併消滅会社である当社の株主に対し、本合併に際して、株式その他金銭等の交付は行いませんが、当社とKYBは完全親子会社の関係にあることから、相当であると判断しております。

3. KYBについての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙のとおり

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社 財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

（第三者割当による優先株式の発行）

KYBは、2021年5月13日開催の同社取締役会において、2021年6月25日開催の同社定時株主総会にて、A種優先株式の発行の承認及びA種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更に係る議案の承認が得られることを条件として、株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策投資銀行、明治安田生命保険相互会社、株式会社大垣共立銀行、株式会社七十七銀行、損害保険ジャパン株式会社、芙蓉総合リース株式会社及びみずほリース株式会社に対し、第三者割当の方法によりA種優先株式を発行すること（払込期日：2021年6月28日、調達資金の額：12,500,000,000円）を決議し、2021年5月13日付で、割当予定先との間で株式引受契約を締結いたしました。2021年6月25日、同社定時株主総会において、上記議案は承認可決され、同月28日、同優先株式についての払込手続が完了いたしました。

（資本金及び資本準備金の額の減少）

KYBは、分配可能額の計上を図り、安定的な財務基盤への回帰を行い今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、第三者割当によるA種優先株式の発行に係る払込みを条件として資本金の額を減少（減少する資本金の額：6,250,000,000円）し、また2021年6月25日開催の同社定時株主総会において必要な承認が得られること及び第三者割当によるA種優先株式の発行に係る払込みを条件として資本準備金の額を減少（減少する資本準備金の額：19,583,920,000円）し、いずれもその他資本剰余金へ振り替えることとしておりました。2021年6月25日、同社定時株主総会において、資本準備金の額の減少に係る議案は承認可決され、上記のとおり、第三者割当による

優先株式の払込手続が完了したことに伴い、同月 28 日、資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力が発生しております。

(カヤバシステムマシナリー株式会社との吸収合併)

K Y B は、2021 年 5 月 20 日開催の同社取締役会において、2021 年 6 月 25 日開催の同社定時株主総会にて、関連する議案の承認が得られること、及び、カヤバシステムマシナリー株式会社（以下「K S M」といいます。）を吸収分割会社、K Y B - C S 株式会社を吸収分割承継会社とし、K S M の免制振機器、シミュレータ機器、建設機械、環境・産業機械等に関するカスタマーサービス事業（ただし、防衛装置に関するカスタマーサービス事業は除きます。）に係る権利義務をK Y B - C S 株式会社に承継することを内容とする吸収分割契約に基づく吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）の効力が発生することを条件として、K S Mとの間で、K Y B を吸収合併存続会社、K S M を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。2021 年 6 月 25 日、K Y B の定時株主総会において、吸収合併に係る議案は承認可決され、かつ、2021 年 7 月 1 日に本件吸収分割の効力が発生したことにより、同日、当該吸収合併の効力が発生しております。

(無担保社債の発行)

K Y B は、2021 年 9 月 15 日、第 1 回無担保社債の発行について下記のとおり決定いたしました。

債券の名称	K Y B 株式会社第 1 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
年限	5 年
発行総額	金 70 億円
各社債の金額	金 1 億円
発行価格	各社債の金額 100 円につき金 100 円
利率	年 0.530%
条件決定日	2021 年 9 月 15 日
払込日	2021 年 9 月 24 日
償還日	2026 年 9 月 24 日
利払日	毎年 3 月及び 9 月の各 24 日（初回利払日 2022 年 3 月 24 日）
取得格付	BBB (R&I)
引受会社	大和証券株式会社
財務代理人	株式会社みずほ銀行
資金使途	借入金の返済資金

4. 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担
その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当するものはありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

当社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 7,001 百万円、4,906 百万円であります。当社において、本合併の効力発生日までの間に、資産及び負債に大きな変動は予想されません。

K Y B の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 258,269 百万円、198,732 百万円であります。K Y B において、本合併の効力発生日までの間に、上記 3 (2) 記載の事象によるものを除き、資産及び負債に大きな変動は生じておらず、また予想されません

吸収合併消滅会社である当社の上記各金額を、吸収合併存続会社である K Y B の上記各金額に加算いたしますと、資産 265,270 百万円、負債 203,638 百万円となり、吸収合併存続会社である K Y B においては、本合併による資産及び負債の承継後も、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。また、K Y B の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、K Y B の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上のとおりであり、本合併の効力発生日以後において、吸収合併存続会社である K Y B の債務の履行の見込みがあると判断します。



吸收合併契約書

K Y B 株式会社（以下、「甲」という。）と K Y B エンジニアリングアンドサービス株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸收合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。

第2条（当事者）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりとする。

(1)甲（吸收合併存続会社）

商号：K Y B 株式会社

住所：東京都港区浜松町二丁目4番1号

(2)乙（吸收合併消滅会社）

商号：K Y B エンジニアリングアンドサービス株式会社

住所：東京都港区芝公園一丁目6番7号 住友不動産ランドマークプラザ

第3条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、本件合併に際し、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

第4条（合併承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の定めにより、株主総会による本契約の承認を得ずに本件合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の定めにより、株主総会による本契約の承認を得ずに本件合併を行う。

第5条（効力発生日）

1. 本件合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2022年1月1日とする。
2. 本件合併の効力発生日については、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（財産の管理）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、

あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第7条（権利義務の承継）

乙は、2021年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、乙の一切の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を効力発生日において甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第8条（条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の事業、財産または経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本件合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第10条（協議）

本件合併について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

2021年11月5日

(甲) 東京都港区浜松町一丁目4番1号
K Y B 株式会社
代表取締役社長 大野 雅生

(乙) 東京都港区芝公園一丁目6番7号 住友不動産
ランドマークプラザ
K Y B プラザマネジメントアンドサービス株式
会社
代表取締役社長 荒川 均



